



\*\*\*\*\*

### 今月のテーマ **給付金・助成金に関する税務上の取り扱い**

先月の30日に令和2年度補正予算が成立し、持続化給付金をはじめとした各種救済制度が実施されることになりました。また前号でご紹介したテレワーク助成金もスタートしています。こうした給付金や助成金は原則として収入や収益とされますが、政策上の目的から非課税とされたり、実質的に税負担を軽減させる方法が設けられていたりします。今回は、給付金・助成金に関する税務上の取り扱いをご紹介します。

#### 1. 原則的な取り扱い

法人や個人が給付金、助成金や補助金(以下、給付金等)を受け取った場合、原則として次のように取り扱われます。

##### (1) 法人の場合

法人が受け取る給付金等は益金(収入)として計上され、法人税の課税対象となります。

##### (2) 個人の場合

個人が受け取る給付金等は一時所得に分類され、給与所得、不動産所得やその他の所得金額と合算して所得税の課税対象となります。

ただし、一時所得の金額は下記の算式により計算されるため、給付金等の額が50万円未満の場合、一時所得の金額は発生しないこととなります。

$$\text{総収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除額(最高50万円)} = \text{一時所得の金額}$$

#### 2. 非課税となる場合

法人税や所得税が非課税となる給付金等について、それぞれの税法で明確な規定は存在していません。したがって実施される制度により課税対象となるかならないかを判断する必要があります。

なお、1人あたり10万円が支給される特別定額給付金については、所得税・住民税ともに非課税になりますが、国の持続化給付金、東京都の感染防止拡大協力金については非課税にはならず、上記1の原則的な扱いになります。その他の給付金等については専門家である税理士等にご確認ください。

#### 3. 税負担の軽減方法

上記2のように非課税となる給付金等に該当しない場合、法人税・所得税の課税対象となることは上記1の通りです。しかし、給付金等の受給に伴い法人税や所得税が増えることは、給付金等の交付目的を十分に活かすことができなくなります。そこで給付金等を利用して固定資産を購入した場合に、次のような税負担を軽減する方法が用意されています。

##### (1) 圧縮記帳制度

法人が給付金等を受給して固定資産を購入した場合、一定の算式で計算した金額を限度として、圧縮損と呼ばれる損金(=費用)を計上することができます。この圧縮損には、給付金等の受給による益金(収入)を減額する効果があり、結果的に法人税の負担を軽減することになります。

ただし減価償却の対象となる取得価額から圧縮損相当額が減額されるため、その後の事業年度において減価償却費が少なくなり、法人税の課税対象となる所得金額が増加することになります。したがって、圧縮記帳制度は受給年度に行われる法人税の課税を翌年以降に繰り延べることとなります。

##### (2) 国庫補助金等の総収入金額不算入の特例

個人が給付金等を受給して固定資産を購入した場合、一定の算式で計算した金額を総収入金額から除外することができます。ただし上記(1)と同様に総収入金額から除外した金額を購入した固定資産の取得費から減額され、その後の各年度において減価償却費が少なくなり、所得税の課税対象となる所得金額が増加することになります。上記(1)と同様に、この制度についても受給年度に行われる所得税の課税を翌年以降に繰り延べることとなります。

#### 4. 消費税の課税関係

受給した給付金等は上記1の通り、原則的には法人・個人を問わず収入として取り扱われます。この場合、消費税の納税義務がある法人・個人が受給した給付金等が消費税の対象となるか否かの疑問が生じます。どのような給付金等であっても物品の譲渡やサービスの提供の対価として受け取ったものでないため、消費税の課税対象とはなりません。